

婚姻届

令和元年5月7日届出

東京都千代田区長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	長印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日も届けることができます。

夫になる人または妻になる人の本籍地に出すときは2通、そのほかのところに出すときは3通出してください（役場が相当と認めるときは、1通で足りることもあります。）。

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

(1)	氏名	夫になる人 みんじ (じろ) 氏 名 民事 次郎		妻になる人 こせき 英里 氏 名 戸籍 英里	
	生年月日	平成 2 年 2 月 2 日		平成 3 年 1 月 10 日	
(2)	住所 (住民登録をしているところ)	東京都千代田区霞が関 1丁目1番地1号 世帯主の氏名 民事 一郎		東京都杉並区高円寺北 1丁目1番地1号 世帯主の氏名 戸籍 弘	
	本籍	東京都千代田区丸の内 1丁目1番地 筆頭者の氏名 民事 一郎		東京都千代田区平河町 1丁目1番地 筆頭者の氏名 戸籍 弘	
(3)	父母の氏名 父母との続柄 (他の養父母は その他の欄に 書いてください)	父 民事 一郎	続き柄	父 戸籍 弘	続き柄
	母 民事 和子	長男	母 戸籍 恵	長女	
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏	新本籍 (左の回の氏の人ですべてに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		
		<input type="checkbox"/> 妻の氏	東京都千代田区九段南1丁目1番地		
(5)	同居を始めたとき	平成 30 年 12 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)			
(6)	初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別) 年 月 日		<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別) 年 月 日	
	同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 3. 企業・個人商店等 (官公庁は除く) の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が 1人から99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または 1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(8)	夫妻の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
		夫の職業		妻の職業	
その他					
届出人 署名押印		夫 民事 次郎 印		妻 戸籍 英里 印	
事件簿番号					

証人	
署名 押印	甲山 孝助 印
生年月日	昭和 15 年 6 月 10 日
住所	東京都中野区野方 1丁目1番地1号
本籍	東京都杉並区久我山 1丁目1番地
署名 押印	2川 竹子 印
生年月日	昭和 17 年 8 月 30 日
住所	東京都世田谷区若林 1丁目1番地1号
本籍	東京都千代田区永田町 1丁目1番地

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。

内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査 (統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管) にも用いられます。